

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務名 浜松市天竜区役所太陽光発電設備導入事業（PPA方式）
- イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
- ウ 履行期間 協定締結日から設備運転期間終了まで

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	業務説明資料	
3	評価基準	
4	プロポーザル方式実施説明書	
5	様式1	参加意向申出書
6	様式2	参加資格確認結果通知書
7	様式3-1	質問書
8	様式3-2	質疑応答書
9	様式4-1	企画提案書
10	様式4-2	事業実施計画（概要版）
11	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
12	様式6	結果通知書
13	別記1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
14	別記2	入札参加資格審査申請に準じた書類

※5～14は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）午後5時
質問書受付期間	令和6年5月1日（水）から令和6年5月10日（金）午後5時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和6年5月15日（水）午後1時以降
質問に対する回答送付日	令和6年5月24日（金）まで
企画提案書等提出期間	令和6年5月16日（木）から令和6年6月17日（月）午後5時
現地調査可能日	令和6年5月21日（火）から令和6年5月23日（木） ※現地調査を希望する場合は、電話にて担当者への申込が必要です
ヒアリング実施日	令和6年6月25日（火）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和6年6月26日（水）
協定締結日	令和6年7月5日（金）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒 430 8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部（浜松市役所本庁舎 6 階）

担当者 内崎・風間

電話 053-457-2502 FAX 050-3730-8104

メールアドレス ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の入札参加資格（業務委託・賃貸借、工事又は役務）の認定を受けている者。

イ 引き続き 1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること。

- (3) 以下の全ての条件を満たしていること。

ア 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

イ 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

ウ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

エ 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年度の期間において実績を有すること

オ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第

2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和6年5月10日(金)17時00分まで(必着)

イ 提出先 浜松市カーボンニュートラル推進事業本部 担当:内崎・風間
メールアドレス:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ウ 提出方法 電子メールによる

エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書(様式1)

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

- ・類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる部分のみの写しで良い)
- ・一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し(本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも可)

(ウ) 別記2に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類(入札参加資格の認定を受けていない場合に提出)

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 日時 5月15日(水)までに参加資格確認結果通知書(様式2)を電子メールにより送付する

イ 資料提供 参加資格があると認められた者に対し、各施設の図面(屋根伏図・矩計図・単線結線図等)、1年間の電力使用量の30分値及び自家消費料金の参考価格等を提供し、構造計算書(又は耐荷重のわかる資料)を閲覧させるものとする。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和6年5月17日(金)17時00分まで(必着)

イ 提出先 4(1)と同じ

ウ 提出方法 4(1)と同じ

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問

に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間浜松市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和6年5月10日（金）17時00分まで（必着）

イ 提出先 4(1)と同じ

ウ 提出方法 4(1)と同じ

エ 回答送付日及び方法 令和6年5月24日（金）までに電子メールにて送付

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(ア) 第1章3に規定する当該事業に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(イ) 第1章4(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 業務実施体制について

(ア) 事業実施体制図

(イ) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

(ウ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

(エ) 代表事業者の経営状況（直近2年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

(オ) 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

(カ) 故障、緊急時の対応体制図

(キ) 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

(ク) 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中に設定するすべての保証内容

イ 業務実施内容について

(ア) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

(ウ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量 (kWh) が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における 1 年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (R5 年 12 月 環境省・経済産業省公表) で定められている 0.000459t-CO₂/kWh (中部電力ミライズ(株)調整後排出係数) を使用すること。

(エ) 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法 (架台等)、検討において想定した設備仕様 (寸法、重量等を含む) を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重 (風圧、地震等) に耐えうる構造であること。

(オ) 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法 (特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW)

(カ) 自家消費料金単価及び設置期間中における本市の負担額 (参考見積)

- ・単価は事業期間中一定とし、自治体より提示した上限価格をもとに提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・運転期間中における自治体の負担額 (自家消費料金単価 (円/kWh) × 年間自家消費量 × 運転期間) の総額を算出すること。
- ・国補助金等の活用が可能な場合は、当該補助金を活用した場合の額を併せて示すこと。

(キ) 事業シミュレーション

- ・事業期間終了後、自治体が設備の無償譲渡を受けて 5 年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。5 年間での総発電量及び消費量、CO₂ 削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

ウ 過去の類似業務実績

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 企画提案書 (表紙) (様式 4-1)
- イ 事業実施計画 (概要版) (様式 4-2)
- ウ 企画提案説明書 (任意様式)
- エ 企画提案書等の取扱いに関する回答書 (様式 5)

※第 2 章 5 (3) 及び別記を参照のうえ提出すること。

オ その他資料

- ・参考見積書 (PPA 単価及びその算出根拠がわかるもの)

- (2) 提出先 第1章4(1)と同じ
- (3) 提出期限 令和6年6月17日(月)17時00分まで
- (4) 提出方法 電子メールに添付して提出(容量が大きく添付できない場合はファイルシェアサイトを用いるため、その旨をメールにて ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp まで連絡すること)

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型(模型写真含む)、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、事業者選定後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権

利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア ヒアリング

(ア) 実施日 令和6年6月25日(火)(予定)

詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) ヒアリングは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(ウ) 評価基準に従い審査を行う。

(エ) ヒアリングへの出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を候補者として特定し、協定締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 候補者と協定締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな候補者として手続きを行うものとする。

(3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を令和6年6月26日(水)までに通知する。

3 特定の取消

候補者として特定された者は、特定の日から協定締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における候補者としての特定は取消するものとし、協定締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該事業に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 協定書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。